

鬼北町議会臨時会・定例会報告

第2回

鬼北町議会臨時会

平成21年第2回鬼北町議会臨時会が2月12日に開催され、議案4件が原案どおり可決されました。

◎議案（4件）

▼鬼北町地域活性化基金条例の制定について

▼鬼北町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

▼平成20年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について

5億5,950万円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億1,920万円としました。

▼平成20年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

870万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,218万4千円としました。

第1回

鬼北町議会定例会

平成21年第1回鬼北町議会定例会が3月2日、3日、18日の3日

間開催され、請願2件、意見書2件、諮問1件、議案37件が提案されました。（詳細は5月号に掲載します。）

一般質問の概要をお知らせします。

一般質問

山本 勤 議員

◎町行政運営について

町長職務代理者 引き継ぎについて。

町長職務代理者 地方自治法施行令第122条で、退職の日から20日以内に後任者に引き継ぐことが規定されており、2月19日に松浦前町長から引継ぎを受けた。

町長職務代理者 副町長の人事は

町長の権限に属することであり、「副町長は置かない」という話は伺ったが、それ以上の話は伺っていない。

町長職務代理者 同日選挙について。

町長職務代理者 松浦前町長からは「同日選挙は選挙管理委員会の権限で決定したものである」とい

う話を伺っている。松浦前町長は、選挙管理委員会の「町長選と町議選を同日選挙で行う」との決定を受けて、平成20年度当初予算に、町長選挙と町議会議員選挙を同日選挙で行うための予算を提案し、議会の議決を受けたものであると考えている。

町長職務代理者 行政実例では、「決算は議会の認定に付すという手続を完了した時点で、有効に成立したものと解することができ」、また、「議会は決算の認定をしないこともでき、認定されなくても決算の効力には影響しない」とされている。松浦前町長としても、審議未了にはなったものの、再提案をする考えはないとの判断であったものである。

また、平成20年第4回議会定例会の一般質問に対して、松浦前町長がお答えしたとおり、前年度決算（平成18年度決算）の議会承認数値を改ざんしたものとは考えていないものである。

町長職務代理者 松浦前町長から引継ぎを受けている。

町長職務代理者 平成21年度当初

予算の編成に当たり、松浦前町長と編成方針の協議を行い、当初予算を提案する議会、町長が不在となることから、骨格予算を編成することを決定し、昨年12月22日に開催した平成21年度予算編成方針説明会で、骨格予算の編成方針が示された。

平成21年度の予算編成は、当初予算は骨格予算とし、人件費、扶助費および公債費などの義務的経費、ならびに物件費、維持補修費、補助費および投資的経費のうち継続して行っている事業などの継続的経費を計上するものとした。新規事業、町単独事業や町単独補助金などの政策的経費は、新町長の方針が決定したのち、予算に計上し執行することとして、これらは6月の定例議会で補正予算を提案することとした。特別会計は、それらがその目的に添った事業を行うために設けている会計であるため、特に新規事業を予定している会計を除き、通常の年間予算を編成することとした。

町長職務代理者 市町村が合併する場合、合併特例法で「合併市町村基本計画」の策定が義務付けられており、合併協議会では、「新